

○大竹市公共事業事前評価実施要領

平成19年10月1日

制定

第1 目的

この要領は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価を行い、公共事業の適切な実施に資することを目的とする。

第2 対象となる事業の範囲

事前評価の対象とする事業は、事業採択前の事業のうち、国が費用の一部を補助又は負担する事業（以下「補助事業等」という。）で、市が実施主体となるものとする。

第3 事前評価を実施する事業

事前評価を実施する事業は、水道施設整備に係る事業で、厚生労働省が所管する補助事業等のうち、事業費が10億円未満の事業とする。

第4 事前評価の実施手続き

事前評価の実施手続きは、以下のとおりとする。

- 1 事前評価の実施主体は、大竹市とする。
- 2 事前評価の実施時期は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとする。
- 3 評価事業の一覧表の作成
市長は、事前評価を実施する事業の一覧表を作成し、大竹市附属機関設置に関する条例（平成25年大竹市条例第26号）別表に規定する大竹市事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。
- 4 対応方針（案）の作成
市長は、事前評価を実施するに当たって必要となるデータの収集、加工及び整理等によって、事前評価に係る資料作成を行い、対応方針（案）を作成する。
- 5 事前評価及び対応方針の決定

市長は、対応方針（案）に対して、委員会の意見を聞き、その意見を尊重し、当該事業の事前評価及び対応方針を決定する。

第5 事前評価の方法

事前評価は、次に掲げる事項について分析、検討し、事業計画の妥当性を検証することにより行うものである。

- (1) 事業の目的及び必要性
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等
- (3) コスト縮減

(4) 代替案立案等の可能性

(5) 費用対効果分析

第6 事前評価結果及び対応方針の報告

市長は、必要に応じて、事前評価の結果及び対応方針を国に報告するものとする。

第7 事前評価結果及び対応方針の公表

市長は、事前評価の結果及び対応方針を、結論に至った経緯、事前評価の根拠等とともに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月31日から施行する。